

仕 様 書

- 1 件 名 並柳宿舍室内壁塗装
- 2 場 所 大分県由布市湯布院町川上618-3
- 3 適用範囲 本仕様書は「並柳宿舍室内壁塗装」について適用する。

4 概 要

- (1) A棟居室等 88.6 m²/1戸 予定数量 5戸
(居室等は居間・玄関・便所を含む)
- (2) B棟居室等 54.5 m²/1戸 予定数量 5戸
(居室等は居間・玄関・便所を含む)
- (3) 台所 12.0 m²/1戸 予定数量 10戸
- (4) 浴室 4.8 m²/1戸 予定数量 10戸

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

6 特記事項

- (1) 塗装時は十分に換気を行うこと。
- (2) 塗装前に整備箇所以外の簡易養生を行うこと。

作成年月日：令和4年6月29日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻晃



仕 様 書

1 件 名 谷宿舎室内塗装

2 場 所 大分県由布市湯布院町川北1286-1

3 適用範囲 本仕様書は「谷宿舎室内塗装」について適用する。

4 概 要

- | | | | |
|-------------------|-----------------------|------|----------|
| (1) 居室等壁 | 65 m ² /1戸 | 予定数量 | 10戸 |
| (居室等は居間・玄関・便所を含む) | | | |
| (2) 居間・台所天井 | 17 m ² /1戸 | 予定数量 | 2戸(4Fのみ) |
| (3) 居室・玄関天井 | 29 m ² /1戸 | 予定数量 | 2戸(4Fのみ) |

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

6 特記事項

- (1) 塗装時は十分に換気を行うこと。
- (2) 塗装前に整備箇所以外の簡易養生を行うこと。

作成年月日：令和4年6月29日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻晃



仕 様 書

- 1 件 名 中川宿舎室内壁塗装
- 2 場 所 大分県由布市湯布院町中川828-2
- 3 適用範囲 本仕様書は「中川宿舎室内壁塗装」について適用する。

4 概 要

- (1) 居室等 88.6 m²/1戸 予定数量 15戸
(居室等は居間・玄関・便所を含む)
- (2) 台所 12.0 m²/1戸 予定数量 15戸
- (3) 浴室 4.8 m²/1戸 予定数量 15戸

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 写真は、作業前・作業後主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影（デジタルカメラ可）し、工事用写真帳に整理後、1部提出する。尚、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (3) 作業中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告し、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (4) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (6) 作業実施日は、事前に係官と打ち合わせするものとする。

6 特記事項

- (1) 塗装時は十分に換気を行うこと。
- (2) 塗装前に整備箇所以外の簡易養生を行うこと。

作成年月日：令和4年6月29日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 尾方峻晃

